

令和3年9月30日

教育長答弁実録

（教育委員会）

（問）熊野筆の広島県無形文化財指定について

昔から守り伝えられてきた伝統の「わざ」は、貴重な文化財である。形のない「わざ」を次の世代に引き継ぐためには、この「わざ」を持っている人を育て、「わざ」を広く知ってもらう機会をつくることが重要である。

そこで、伝統的地場産業である“筆づくり”を産業としてだけではなく、地域の歴史や文化としてとらえ直すことが大切であり、熊野筆を広島県無形文化財として指定すべきであると考えているが、教育長の所見を伺う。

（答）

熊野筆は、国の伝統的工芸品にも指定されており、平成28年に行われた「G7伊勢志摩サミット」では、各国首脳への記念品になるなど、本県のみならず、我が国を代表する伝統産業の一つであると認識しております。

また、熊野筆に係る優れた職人の技術につきましては、教育委員会として平成6年に、伝統的な技術を把握するために実施した「諸職関係民俗文化財調査」の報告書において、特に取り上げるなどしてきたところでございます。

県無形文化財の指定に当たりましては、その工芸等に関する技術の詳細な内容や由来などを踏まえ、市町又は技術の保持者等から申請をしていただいた上で、芸術上の価値など、申請内容が文化財としてふさわしいかどうかを、県の文化財保護審議会で審議することとなります。

現在、熊野町において、熊野筆の文化財的価値に関する総合的な調査を行っていると同っており、その結果や熊野町の意向なども確認しながら、検討を進めてまいりたいと考えております。